

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	64 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	52 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
私か私の母が、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間直後の昭和 49 年 4 月以降国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 7 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、上記のとおり、申立期間直後の 49 年度の保険料は過年度納付されていること、申立人の母親が保険料を納付していたとする申立人の弟は 50 年 3 月頃に手帳記号番号が払い出され、当該払出時点で過年度となる期間の保険料を含め 56 年頃までの同居期間の保険料が全て納付されていること、申立人の両親は国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまで保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から52年6月まで
私は、区役所から未納の国民年金保険料をまとめて納付することができるという通知を受け、12万円から13万円くらいの保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和54年8月頃に払い出されていること、申立人は、国民年金保険料の未納期間を区役所に照会した際に申立期間前は共済組合員であったことを伝え、発行された納付書で保険料を納付したと説明しており、申立人が一括で納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付により納付した場合の金額とおおむね合致していること、申立人は、申立期間直後からは厚生年金保険に加入する前の平成8年9月までの保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの期間及び8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年3月まで
② 平成4年4月から同年8月まで
③ 平成5年4月から6年3月まで
④ 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成4年2月頃に国民年金保険料の免除申請手続きを行い、その後は毎年保険料の免除申請手続きをしているはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、申立期間②直後の平成4年9月から現在までこれらの期間を除き全て申請免除又は法定免除による国民年金保険料免除期間となっていること、申立期間当時、免除の承認期間は申請のあった日の属する月の前月から当該申請日の属する年度の末月までとされ、申立人は、当時、保険料の免除申請は毎年度早い時期に行っていたと説明しており、申立人は、4年10月1日に同年9月から5年3月までの期間の保険料の免除申請を行った後、申立期間③及び④を除く平成14年度までの各年度において、毎年度4月又は5月に免除申請を行っていることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、平成4年2月頃に当該期間に係る保険料の免除申請及び国民健康保険料の減免申請の手続きを一緒に行ったと主張しているが、当該期間当時に申立人が住民登録をしていた区は、申立人の国民健康保険加入履歴について、4年2月1日に被保険者資格を取得し、その届出日は4年7月6日と回答しており、当該届出時点では、当該期間は、保険料の免除承認の対象外の期間である。また、申立期間②については、申立人は、4年4月から同年6

月頃までに当該期間に係る保険料の免除申請の手続を行ったと説明しているが、上記のとおり、当該期間が属する平成4年度の平成4年9月から5年3月までの保険料に係る免除申請日は4年10月1日となっていることがオンライン記録で確認でき、当該申請時点では、当該期間は、保険料の免除承認の対象外の期間であるなど、申立人が申立期間①及び②に係る保険料の免除申請の手続を行ったこと、及び申立人がこれらの期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの期間及び8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
私は、20 歳から国民年金に加入し、結婚した後は自身で未納の無いように国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間直前の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は申立期間が属する年度中の同年 9 月 1 日に納付され、申立期間直後の同年 7 月から 46 年 3 月までの期間の保険料は現年度納付されていることが特殊台帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から61年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

私の妻は、私の国民年金保険料の通知書が市役所から届いたので、申立期間の保険料を市役所で納付してくれた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年5月頃に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であった。また、申立人及びその妻は、当該期間当時、経済的に困っていなかったため、保険料の免除申請をしたことはなく、保険料の納付通知書が市役所から届いたので、市役所で保険料を納付したと説明しているほか、申立人の妻は申立人の当該期間の保険料を納付し、当該期間後の保険料も納付したと説明しており、自身の保険料は申立期間を含め41年4月から60歳に到達するまで全て納付し、申立人の保険料は申立期間②直後から60歳に到達するまで全て納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれたとする妻は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、昭和61年頃に当該期間の保険料を市役所で過年度納付したと説明しているが、当該市では、当時、市の窓口及び市役所内の金融機関の出張所では過年度保険料の収納取扱いが行っていなかったと説明しているな

ど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 10 月まで
② 昭和 60 年 3 月
③ 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 1 か月と短期間であり、当該期間直前の昭和 59 年 11 月から 60 年 2 月までの期間は平成 19 年 8 月に厚生年金保険の加入期間が追加されたことにより、同年同月に国民年金保険料が還付されていることがオンライン記録で確認できることから、当該保険料が還付されるまでは納付済みとなっていた期間であり、当該期間直後の昭和 60 年 4 月から同年 10 月までの期間の保険料も納付済みとなっているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 1 月 8 日に払い出されており、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行って来ていたとする申立人の母親は、加入手続きの時期、保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①は、上記の手帳記号番号が払い出された時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間③は、当該期間当時に申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿では国民年金の未加

入期間であることが確認できるため、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私の妻は、私の申立期間①及び②の国民年金保険料を自身の保険料及び私の義弟の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料も、当初、未納となっていたことがオンライン記録により確認できる。また、申立期間②については、申立人及びその義弟の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みであるものの、義弟の保険料については、当初、申立期間②を含む昭和47年4月から48年9月までの期間が未納とされていたことがオンライン記録により確認できる。これらのことから、申立人及びその妻の申立期間①及び②当時の保険料の納付状況に係る主張に曖昧な点が見られる。

しかしながら、申立期間①及び②については、各申立期間前後の保険料は納付済みであり、それぞれ12か月と短期間である。また、申立期間①の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻については、当該期間の自身の保険料は、平成22年4月に年金記録に係る確認申立てをA年金事務所に行い、同年5月に同事務所において、納付済みの訂正が行われている。さらに、申立人の義弟の申立期間②の保険料は、年金記録確認B地方第三者委員会に対し年金記録に係る確認申立てが行われ、平成22年4月に記録訂正が必要である旨のあっせんが行われ、同年6月に納付済みと記録訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

これらの状況を踏まえると、前述のとおり、申立人の妻の主張に曖昧な点が見られるものの、申立期間の保険料のみが未納とされるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から同年7月まで
② 平成5年4月

私は、大学在籍中に自身で国民年金の加入手続を行い、大学院を卒業する間際の平成6年1月から同年3月頃までに、未納となっていた申立期間①及び②の国民年金保険料の3万9,000円を遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「大学院を卒業する間際の平成6年1月から同年3月頃までに、申立期間①及び②の国民年金保険料の3万9,000円を遡って一括納付した。」と述べており、申立人が納付したとする当該納付金額は、申立期間①の保険料額3万8,800円とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立人が大学院生のときに使用していた手帳の平成5年7月のページにおける9日の欄には「区役所に行く（国民年金のことについて）」と記載されている上、同手帳の6年1月のページの空欄には「目標」として「国民年金未払い分¥40000」との記載があり、さらに、日付の無いページには今後の支払金などについて掲げたと考えられる項目の一つとして「国民年金¥39000」との記載が認められる。これらのことを踏まえると、「大学院を卒業するに際して全ての問題をクリアしておきたいと考え、平成6年1月から同年3月頃までに国民年金等の未払金を支払った。」とする申立人の申立内容は、申立期間①の保険料であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「当時の経済状況については、親からの仕送りもあり、アルバイトもしていた。」と述べており、また、申立期間①の前後の期間について

は、オンライン記録によると、申請免除期間とされているものの、申立期間①の保険料については、申立人が述べているとおりに仕送りやアルバイト代により、納付は可能であったものと考えられる。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、平成6年7月6日付けで、申立人に対して過年度分の納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書は、申立期間①のうちの4年6月及び同年7月並びに申立期間②の保険料の全部又は一部の期間に係るものであったと推認できることから、申立期間②に係る保険料は、当該納付書の作成時点において、納付することが可能であったものと考えられる。

しかしながら、申立人は、「国民年金保険料を遡って一括納付したのは、平成6年1月から同年3月頃までの間の1回だけであり、このほかに保険料を納付したことはないと思う。」と述べている。その上、前述のとおり、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間②を含まない申立期間①の保険料額とおおむね一致している。これらのことから、申立人は、申立期間②の保険料を納付していなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年11月から55年2月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月から54年10月まで
② 昭和54年11月から55年2月まで
③ 昭和55年3月から同年10月まで

私は、昭和53年10月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料として定額保険料に加え付加保険料も一緒に継続して納付していた。当該期間に係る領収証書も所持しているので、当該期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間③の保険料は、昭和55年3月に厚生年金保険に加入したことから還付の記録になっているが、保険料を還付された記憶が無い。当該期間の保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料4万1,820円と記載された領収証書及び4,680円と記載された領収証書を所持しており、いずれも昭和54年10月に保険料が納付されていることが確認できる。領収証書の4万1,820円の金額は当該期間当時における定額保険料を54年10月に前納した場合の金額と一致し、また、領収証書の4,680円は当該期間当時における付加保険料を同年10月に1年間分前納した場合の金額と一致していることから、申立期間②及び③の付加保険料は、定額保険料に加えて納付されていたことが確認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）によると、申立期間②の付加保険料が還付された記録は確認できず、ほかに還付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これら

のことを踏まえると、申立期間②の付加保険料は、納付されており、還付されていないものと推認できる。

- 2 一方、申立期間③については、前述のA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和 55 年 3 月 21 日に国民年金の資格を喪失し、同年 3 月から同年 10 月までの期間の保険料が還付された記載が確認できる。

また、申立人の特殊台帳によると、保険料額 3 万 2,370 円が還付された記載があり、この金額は、申立期間③の定額保険料及び付加保険料を前納で納付した場合の金額と一致していることが確認できる。

これらの記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立人に対する申立期間③の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料 3 万 5,820 円と記載された領収証書のみを所持しており、昭和 53 年 11 月に同保険料が納付されていることが確認できる。この領収証書における 3 万 5,820 円の金額は、当該期間当時における定額保険料を 53 年 11 月に前納した場合の金額と一致している。また、申立人は、「このほかに申立期間①に係る領収証書は所持していない。」と述べていることから、当該期間の付加保険料を納付したことを確認することができない。

また、A市の国民年金保険料収納一覧表によると、申立期間①を含む昭和 53 年 10 月から 54 年 10 月までの期間の保険料 3 万 8,550 円が納付された記載があり、この金額は、当該期間に係る定額保険料の金額（53 年 10 月の 2,730 円に同年 11 月から 54 年 10 月までの期間に係る前納割引の場合の金額である 3 万 5,820 円を加えた合計額 3 万 8,550 円）と一致している。その上、当該前納割引の場合の金額である 3 万 5,820 円は、前述の申立人が所持している当該期間に係る領収証書における金額と一致していることが確認できる。

以上のことから、申立期間①については、申立人は、付加保険料を納付しておらず、定額保険料のみを納付していたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から 55 年 2 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年2月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年2月まで

申立期間の付加保険料については、「過誤納であるため還付する。」との通知が、平成23年7月7日付けで年金事務所から届いた。私は、付加保険料を納めてから38年もたつて、納めた付加保険料を還付すると言われ、申立期間の付加保険料が還付されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄には、「昭和48年3月20日」と記載されていることから、申立期間は、「付加保険料（所得比例保険料）を納付する者となる申出を行う前の期間」であり、制度上、付加保険料を納付することができない期間である。

しかしながら、申立人が所持するA市民生部年金課と印字された「国民年金保険料集金カード」によると、申立期間の保険料として、昭和47年12月の保険料は同月26日に、48年1月の保険料は同月26日に、48年2月の保険料は同月27日に、それぞれ900円が集金され、「預り印」欄に集金人の署名がされていることが確認できる。その上、申立期間当時における保険料月額は、定額保険料が550円、付加保険料が350円であることから、申立期間は定額保険料と付加保険料が併せて納付されたものであることが推認できる。また、申立人に係る還付整理簿は見当たらず、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び国民年金被保険者名簿において、申立期間の付加保険料が還付されたことは確認することができない。さらに、オンライン記録によると、申立人について、還付記録として「期間 昭47.12-昭48.2」、「金額 1,050円」、「決議 平23.7.7」とのみ記録され、保険料がまだ還付されていない記録が確認できる。これらのことを踏まえると、申立人が申立期間の付加保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていた

ことは明らかであり、申立期間が付加保険料を納付する者となる申出を行う前の期間であることを理由として、申立期間の付加保険料の納付を認めないことは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年7月から11年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から11年4月まで

私の父は、平成9年6月に転居先の区で私の国民年金保険料の免除申請を行ってくれ、その後も毎年4月に免除申請を行っていたので、転入届出日は10年8月であるが遡って免除を承認してほしい。

申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年7月から11年4月までの期間については、申立人の免除申請を行ったとする申立人の父親は、平成10年8月に転居先の区役所で申立人の転入届を提出した際に、申立人の保険料の免除申請も行い、翌年度も11年4月に免除申請を行ったと説明しており、申立人が転居先の区の住民となったのは10年8月12日であることが同年同月17日に発行された住民票の写しで確認でき、当時は保険料の免除期間の始期は申請日の属する月の前月とされていたため、この転入時点で当該期間のうち10年7月から11年3月までの期間の保険料を、また、11年4月時点でその後の期間の保険料を免除申請することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成9年5月から10年6月までの期間については、上記のとおり、申立人が転居先の区で住民登録されたのは10年8月12日であり、申立人は住民登録の無い転居先の区では、制度上、当該期間の免除申請を行うことはできなかったなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、転入届出日は平成10年8月であるが9年5月に遡って免除を承認してほしいと主張しているが、申立期間のうち9年5月から10年6月までの

期間は、制度上、免除期間とすることができなかつた期間であり、年金記録確認第三者委員会は、このような年金記録以外の事項を調査審議することを目的とするものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年7月から11年4月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで
私は、20歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の平成3年8月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間直前の平成3年11月から4年3月までの期間の保険料を5年1月に過年度納付しており、この過年度納付時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間直後の5年4月から6年3月までの期間の保険料は5年4月に1年分を前納していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 17 日から 36 年 12 月 21 日まで
70 歳を過ぎてから年金記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、当時、年金として受け取る意思があったので、脱退手当金は受給していない。また、同社を退職して1年たってから請求することはあり得ないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間に勤務したA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和38年1月29日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、A社を退職した直後であって、上記脱退手当金支給決定日より約1年前の昭和37年1月*日に婚姻し、改姓しているところ、申立期間の同社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人欄の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人が請求したとすれば、改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 29 日から 34 年 2 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金については、請求手続を行ったことはなく、受給した覚えもないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間に勤務したA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和35年9月22日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、3回の被保険者期間のうち、最初及び申立期間の後で脱退手当金が支給されたとされる日の直前の2回の被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が、申立期間のみを請求し、当該最初の被保険者期間及び脱退手当金の支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給手続について、昭和30年代も、脱退手当金を支給した場合、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該被保険者欄に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示をしていたところ、A社の女性従業員のうち、オンライン記録において脱退手当金の支給記録が確認できる者については、当該被保険者名簿において「脱」表示がなされている一方で、申立人については、当該「脱」表示が無いことから、申立人に対して脱退手当金が支給されたことを確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年8月から同年11月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑤及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月25日は79万8,000円、19年7月25日は54万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月1日から19年12月1日まで
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月22日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年4月30日
⑦ 平成19年7月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑦までについて、標準賞与額が正しく記録されていない。給与支給明細書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基

づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年8月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年2月から19年7月までの期間に係る標準報酬月額について、給与支給明細書によると、申立人は、一部期間を除いてオンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額を事業主により支給されていたことが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間⑤及び⑦について、給与支給明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成18年12月25日は79万8,000円、19年7月25日は54万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②から④までについて、給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間⑥について、給与支給明細書によると、申立人は、賞与の支払を受けているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果115万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の60万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を115万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は115万円、19年7月14日は125万6,000円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は120万円、同年12月14日は116万1,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は125万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月13日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「預金取引明細表」、行政機関から提出された「給与支払報告書」並びに申立人から提出された「預金通帳の写し」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は115万円、16年7月13日は120万円、同年12月14日は116万1,000円、17年12月13日は125万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は125万円、19年7月14日は125万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果105万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の50万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を105万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は105万円、19年7月14日は115万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は115万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月13日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「普通預金元帳」並びに申立人から提出された「給与所得の源泉徴収票」及び「市民税・県民税特別徴収税額通知書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は105万円、16年7月13日は110万円、同年12月14日は106万4,000円、17年12月13日は115万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ115万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 58 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 29 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③及び④について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 61 万円、同年 12 月 14 日は 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。B社は、その後、申立期間①及び②に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、B社から提出された「給与支給明細書（控）」、金融機関から提出された「取引推移一覧表」及び行政機関から提出された「給与支払報告書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は58万円、16年7月13日は61万円、同年12月14日は59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤について、A社及びB社は既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人からは当該期間の賞与に係る「給与支給明細書」が提出されていないことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人は、平成17年9月に海外に転出しているため、A社は、同年中に申立人に支給した給与及び賞与に係る「給与支払報告書」を行政機関に提出していない上、申立人から「給与所得の源泉徴収票」等、給与支給額を確認できる資料が提出されていないため、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当

該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は10万円、19年7月14日は48万円とすることが必要である。

また、申立期間②から⑦までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月13日
③ 平成16年12月14日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月13日
⑥ 平成18年7月12日
⑦ 平成18年12月13日
⑧ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑥までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑦及び⑧に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っ

ていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①及び⑧に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「普通預金元帳」、行政機関から提出された「市民税・県民税課税証明書」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年12月10日は10万円、16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年12月13日は48万円とすることが妥当である。

また、申立期間④、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

また、申立期間②から⑦までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月13日
③ 平成16年12月14日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月13日
⑥ 平成18年7月12日
⑦ 平成18年12月13日

A社において、申立期間①から⑥までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑦に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年

金の給付に反映されないので、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」、金融機関から提出された「取引明細書」並びに申立人から提出された「給与所得の源泉徴収票」、「市民税・県民税特別徴収税額通知書」及び「預金通帳の写し」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年12月10日は5万円、16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年12月13日は48万円とすることが妥当である。

また、申立期間④、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において推認できる賞与支給額から、それぞれ48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は40万円、同年12月14日は43万5,000円、17年7月20日及び同年12月13日は48万円、18年7月12日及び同年12月13日は10万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月13日
② 平成16年12月14日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月13日
⑤ 平成18年7月12日
⑥ 平成18年12月13日
⑦ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑤までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑥及び⑦に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑦に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記

録は年金の給付に反映されないので、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」及び申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び④に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成16年7月13日は40万円、同年12月14日は43万5,000円、17年12月13日は48万円とすることが妥当である。

また、申立期間③、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日は48万円、18年7月12日、同年12月13日及び19年7月14日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年7月20日、同年12月13日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月13日
② 平成16年12月14日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月13日
⑤ 平成18年7月12日
⑥ 平成18年12月13日
⑦ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑤までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑥及び⑦に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑦に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記

録は年金の給付に反映されないので、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「預金取引明細表」及び行政機関から提出された「住民税の賦課資料」（以下「支給控除項目一覧表等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び④に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表等において推認できる保険料控除額から、平成16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年12月13日は48万円とすることが妥当である。

また、申立期間③、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は48万円、19年7月14日は50万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から④までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ20万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月13日
③ 平成18年7月12日
④ 平成18年12月13日
⑤ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から③までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間④及び⑤に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑤に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」、申立人から提出された「給与支給明細書」、金融機関から提出された「取引明細表」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」及び「市・県民税課税台帳」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において推認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日、18年7月12日及び同年12月13日は20万円、19年7月14日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月13日は5万円、同年12月14日は38万7,000円、17年7月20日及び同年12月13日は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月13日
② 平成16年12月14日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月13日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていないので、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び④に係る標準賞与額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年7月13日は5万円、同年12月14日は38万7,000円、17年12月13日は43万円とすることが妥当である。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、給与支給明細書において確認できる

賞与支給額から、43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間③から⑥までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日及び同年12月13日は43万円、18年7月12日及び同年12月13日は45万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月13日
② 平成16年12月14日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月13日
⑤ 平成18年7月12日
⑥ 平成18年12月13日
⑦ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑤までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑥及び⑦に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間⑦に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑦までについて、B社から提出された「支給控除項目一覧表」、申立人の父親から提出された「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」並びに行政機関から提出された「課税証明書」等（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、当該期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、43万円とすることが妥当である。

また、申立期間③、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成17年7月20日は43万円、18年7月12日、同年12月13日及び19年7月14日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②について、A社及びB社は既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社から支給された給与及び賞与に係る支給明細書を保管しておらず、金融機関からの給与振込口座情報取得に関する同意書等の提供が無いことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 42 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 14 日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表において確認できる賞与支給額から、42 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「取引明細表」並びに申立人から提出された「給与所得の源泉徴収票」及び「預金通帳の写し」

(以下「支給控除項目一覧表等」という。)により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表等において確認又は推認できる賞与支給額から、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円、19年7月14日は40万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書」及び「支給控除項目一覧表」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「支給控除項目一覧表」及び申立人から提出された「給与支給明細書」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又は

B社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成18年7月12日は5万円、同年12月13日は40万円、19年7月14日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年12月13日
③ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間②及び③に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間③に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、B社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表において確認できる賞与支給額から、42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②について、A社及びB社は既に倒産しており、当該期間の賞与に係る資料が提出されないことから、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社及びB社から支給された給与及び賞与に係る支給明細書を保管しておらず、金融機関からの給与振込口座情報取得に関する同意書等の提供が無いことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A会における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和21年6月1日）及び資格取得日（昭和21年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から同年10月1日まで
昭和18年12月にB社に入社し、乗下船を繰り返し、終戦後、自宅待機を命じられていたところ、「C部の命により乗船を命ず。」との電報を受け、A会がD国から貸与されたE号に申立期間を含む21年2月から22年3月まで乗船していたのに、申立期間の船員保険の加入記録が無い。

船員手帳を提出するので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人は、同会において昭和21年6月1日に被保険者資格を喪失後、同年10月1日に同会において再度資格を取得しており、同年6月1日から同年10月1日までの被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、昭和19年10月19日から22年5月15日まで船員保険の加入記録がある申立人の学友は、申立人と同様に「C部の命により乗船を命ず。」との電報を受け、21年3月に乗船し22年2月頃下船した。申立人は、21年2月に別のD国船舶に乗船し、1年くらいで下船したと聞いたことがあると供述している。

また、申立人から提出された船員手帳によると、D国船舶E号に二等航海士として昭和21年2月15日に雇入れ、22年3月29日に雇止めとの記載（海運局の認証印あり）が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間もA会に雇用されていたことが認められる。

さらに、F省G局の担当者は、D国船舶一覧表によると、申立人が乗船していたとす

るE号はD国からA会に貸与されており、同会の船舶に乗っていたのであれば、乗船期間は船員保険に継続して加入していたと思う旨供述している。

加えて、日本年金機構H事務センターの担当者は、申立人に係る船員保険被保険者台帳に申立期間に係る被保険者資格喪失日が記載されているが、船員保険被保険者名簿には喪失日がないことについて、A会の届出誤りか社会保険庁（当時）の記載誤りがあったと思われるが不明であり、船員手帳で乗船記録が確認できれば船員保険には継続して加入していたはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年6月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和 37 年 3 月 27 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 27 日から同年 5 月 1 日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る事業所別被保険者名簿から、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ 21 人から回答があり、そのうち 8 人は、申立人は申立期間も継続して勤務していた旨供述している。

また、A社の総務会計事務担当者は、事務は本社で一括して担当していたと思う旨、また、申立人は同社B支店において継続して勤務しており、給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思う旨供述している。

さらに、上記従業員 8 人について、A社B支店の直前の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社本社における加入記録があり、かつ、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、同日付けで同社本社において資格を喪失しており、同社における加入記録には空白期間は無く、継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 37 年

5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から17年4月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から17年4月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料相当額に見合う標準報酬月額より低い。申立期間当時、報酬月額37万円から39万円に見合う保険料が控除されていた。支給明細書等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成8年11月から10年9月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、同年6月23日付けで8年11月から9年9月までは18万円、10年6月24日付けで9年11月から10年5月までは19万円に遡って減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正されている者が128人確認できる。

一方、A社に係る滞納処分票により、同社は、平成9年11月から10年5月までの期間における厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う

合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成8年11月から9年9月まで及び同年11月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定時（平成10年10月1日）で18万円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成10年10月から17年3月までの期間の標準報酬月額について、申立人は、37万円から39万円の報酬月額であったと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年10月から11年12月まで、12年2月から14年11月まで、15年1月から同年11月まで、16年1月から17年2月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された支給明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年1月、14年12月、15年12月及び17年3月の標準報酬月額については、申立人は保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、申立人から提出された給与振込金融機関に係る総合口座通帳における振込金額の記載、16年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び申立人から提出された当該期間の前後の期間における支給明細書等で確認できる保険料控除額及び報酬月額により、当該期間も標準報酬月額38万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成9年10月の標準報酬月額について、社会保険事務所において、上記1のような遡及訂正処理は行われておらず、申立人から提出された当該期間に係る支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（38万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の一部期間の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は22万円と記録されているところ、同社から提出のあった申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」では、標準報酬月額を平成6年10月から24万円に改定する旨の記載があり、社会保険事務所による同年8月12日付けの確認印が押されており、同社から当該届出が行われていたことが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間の一部期間の給与支給明細書により、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額について24万円として届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録については、30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が実際の賞与額より低くなっている。賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する平成 15 年 7 月分の賞与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額（30 万円）及び賞与額に見合う標準賞与額（30 万 8,000 円）は、オンライン記録の標準賞与額（28 万 3,000 円）より高額であることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、平成9年6月から同年9月までは41万円、同年10月から10年3月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成10年4月30日から同年5月6日までの期間について、申立人の資格喪失日は同年5月6日であると認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月1日から10年4月30日まで
② 平成10年4月30日から12年5月1日まで

A社に印刷工として勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成9年6月から同年9月までは41万円、同年10月から10年3月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年4月30日）より後の同年5月6日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年6月から同年9月までは41万円、同年10月から10年3月までは44万円に訂正することが必

要と認められる。

2 A社の事業主の供述により、申立人が申立期間②に同社で勤務していたことが認められる。

一方、当該期間のうち、平成10年4月30日から同年5月6日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年4月30日）の後の同年5月6日付けで、遡って同年4月30日と記録されている上、同社において被保険者であった7人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である平成10年5月6日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成10年5月6日から12年5月1日までの期間について、上記のとおり、申立人のA社における勤務は認められる。

しかし、申立人は、当該期間の一部を含む平成12年の源泉徴収票を保有しているところ、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等控除額は、加入記録のある期間（平成12年5月から同年10月まで）の保険料控除額と符合しており、当該期間の一部（平成12年1月から同年4月まで）に係る保険料控除はうかがえない。

また、申立人は、当時、事業主から「業績が悪化したので、書類上は一時退職扱いとするが、健康保険に関しては退職者救済が2年間受けられるので社会保険事務所で手続きし、保険料は自分で払うように」指示されたとしているところ、C健康保険組合が保有する申立人に係る加入記録により、申立人は当該期間において任意継続制度を利用していたことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社が作成した「社会保険被保険者台帳」の標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の同社における申立期間の標準報酬月額は、昭和 51 年 9 月の随時改定により 14 万 2,000 円と記録されていることが確認できる。

しかし、A社が保管している申立人に係る社会保険被保険者台帳（以下「台帳」という。）では、申立期間の標準報酬月額は、昭和 50 年 9 月の随時改定により 16 万円、51 年 10 月の定時決定により 16 万円と記録されていることが確認できる。

また、A社では、被保険者ごとに台帳を作成し、同社在職期間中の被保険者資格情報を一貫して管理しており、同社人事担当者は、台帳の記録は社会保険事務所への届出書に基づき記載している旨供述している。

さらに、A社の従業員 50 人の台帳記録（昭和 51 年 9 月及び同年 10 月）を検証した結果、当該記録はおおむねオンライン記録と一致（50 人中 49 人が一致）しており、同社の記録の信ぴょう性が認められることから、事業主が申立人に係る申立期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円と届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月1日から24年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B工場(事業所整理記号「C」)における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を21年10月1日、資格喪失日に係る記録を24年2月1日とすることが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年10月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは5,100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から24年2月1日まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、同社同工場は既に倒産し、事業主等も死亡し、同事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないことから、記録訂正ができない旨の通知をもらった。しかし、同僚が同社同工場に勤務した申立期間と同期間についてD地方第三者委員会に申し立てたところ、申立期間のうち、昭和21年10月1日から24年2月1日までの期間について、同事業所での厚生年金保険の被保険者資格を認められたので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由として、A社B工場従業員の供述等から申立期間の勤務は推認できるが、同事業所は既に倒産し、事業主等も死亡し、同事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないというものであった。

これに対し、申立人は、A社B工場の同僚が申立期間と同期間の同事業所における厚生年金保険の加入記録の訂正を申し立てたところ、申立期間のうち、昭和21年10月1日から24年2月1日までの期間について、同事業所での厚生年金保険の加入記録が認められたので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ

しいと再申立てをしている。

前回の申立てに係る調査において、申立期間に係るA社B工場に係る被保険者名簿が保存されていないため、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったか否かについては不明であった。しかし、今回の調査において、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、昭和21年10月1日から24年2月1日までの期間において複数回にわたり手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、同事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所（事業所整理記号「C」）であったことが推認できる。

また、A社B工場従業員の供述等から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、事業主及び所在地が上記事業所と同一であり、かつ、事業所名（A社）も酷似していることから、A社B工場とみられる事業所（事業所整理記号「E」、昭和18年1月30日新規適用）に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、当該事業所が適用事業所でなくなった年月日の記載が無く、適用事業所でなくなったと社会保険事務所（当時）が推定した年月日が記載されているものの、当該名簿にはその推定した年月日より後に資格喪失している被保険者が二人確認できる上、前述したように、A社B工場（事業所整理記号「C」）に係る被保険者名簿が保存されていないことから、社会保険事務所における厚生年金保険に係る記録管理に不備があったものと推認できる。

加えて、申立期間当時のA社B工場の従業員の採用について、申立人は同時期に複数の従業員が入社することはなかったとしているところ、上記払出簿によると、昭和21年10月8日に資格取得日を同年10月1日とする13人の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき、同事業所では採用時期の異なる従業員の資格取得手続をまとめて行っていたことがうかがわれることから、申立人についても新規に払い出された従業員と同時期に厚生年金保険被保険者資格の再取得の手続をしていたと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和21年8月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを推認できる資料及び周辺事情は見当たらず、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において、資格取得日を昭和21年10月1日、資格喪失日を24年2月1日とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記A社B工場とみられる事業所（事業所整理記号「E」）に係る被保険者名簿の記録、A社（事業所整理記号「F」）における資格取得時の社会保険事務所の記録及び標準報酬月額の改正経緯から、昭和21年10月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは5,100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月3日から同年10月26日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、遡及して訂正され、実際の報酬月額と比較して低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成14年6月から同年9月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年10月26日）の後の同年11月7日付けで同年6月に遡って11万8,000円に減額訂正され、さらに、同年11月26日付けで同年6月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同日付けで標準報酬月額を2回減額訂正された者が4人、1回減額訂正された者が一人いることが確認できる。

また、A社の複数の従業員は、申立期間当時、同社は経営不振であったと回答し、当時の経理担当者の一人は、申立期間当時は資金繰りが苦しく、保険料の支払の遅れがあったと思うと供述しており、また、同社の商業登記簿謄本によると、平成14年11月*日付けで破産宣告を受けたことが確認できることから、申立期間当時の同社の経営状況は悪かったことが認められる。

さらに、A社の商業登記簿謄本では、役員欄に申立人の氏名は見当たらず、複数の従業員は、申立人は営業職であり、社会保険事務には携わっていなかったと回答していることから、当該遡及訂正処理への申立人の関与は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、それぞれ 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 3 月 25 日
② 平成 21 年 3 月 26 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が賃金台帳として提出した資料及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成20年3月25日は23万5,000円、21年3月26日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月25日
② 平成21年3月26日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が賃金台帳として提出した資料及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は23万5,000円、申立期間②は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成20年3月25日は21万5,000円、21年3月26日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月25日
② 平成21年3月26日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が賃金台帳として提出した資料及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は21万5,000円、申立期間②は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 3 月 25 日は 8 万円、21 年 3 月 26 日は 9 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 3 月 25 日
② 平成 21 年 3 月 26 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が賃金台帳として提出した資料及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 8 万円、申立期間②は 9 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 18 年 12 月 25 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 19 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
22654	女		昭和53年生		21万 円
22655	女		昭和51年生		24万 円
22656	男		昭和51年生		35万 円
22657	女		昭和57年生		45万 円
22658	男		昭和51年生		35万 円
22659	女		昭和34年生		21万 円
22660	女		昭和43年生		16万 4,000円
22661	男		昭和55年生		28万 円
22662	男		昭和51年生		15万 6,000円
22663	男		昭和55年生		11万 円
22664	女		昭和52年生		9万 円
22665	男		昭和43年生		30万 9,000円
22666	男		昭和57年生		7万 円
22667	女		昭和57年生		10万 円
22668	男		昭和60年生		8万 5,000円
22669	男		昭和48年生		25万 円
22670	男		昭和54年生		18万 円
22671	女		昭和39年生		8,000円
22672	男		昭和60年生		8,000円

第1 委員会の結論

申立期間③について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成4年4月から同年11月までは50万円、同年12月から5年3月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から同年6月16日まで
② 平成2年1月26日から同年4月1日まで
③ 平成4年4月26日から5年4月23日まで

A社及びB社に昭和61年9月から平成5年4月23日までの期間勤務したが、申立期間①のA社に勤務した期間及び申立期間②の同社から関係会社のB社に異動した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、申立期間③のA社における標準報酬月額が、もらっていた給与額より低く記録されている。給与の減額はなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年11月までは50万円、同年12月の随時改定から5年3月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月23日）の後の同年4月27日付けで、遡って19万円に減額訂正処理されていることが確認できる。また、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正処理されている者は、ほかに事業主を含め取締役4人が確認できる。

また、事業主は、「経営状況がひっ迫し、社会保険料の納付に遅滞があり、社会保険事務所に意向したところ、担当職員から役員の給与を遡って減額すれば滞納分と相殺できると勧められた。」旨回答している。

さらに、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は当該期間において取締役であつ

たことが確認できるが、事業主は、「申立人の業務については、編集担当であった。申立人は、社会保険事務所に対して給与の減額手続をしたことを承知していなかったと思う。」と回答しており、当時の取締役の一人は、「申立人は編集部長で、社会保険の業務に従事していない。」と回答していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年4月から同年11月までは50万円、同年12月から5年3月までは26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①について、事業主、同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は当該期間にA社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係の書類を確認できず、事業主は保険料控除を証明する資料は無い旨供述している上、申立人も当時の給料明細等を所持しておらず、申立人同様に被保険者期間の欠落が確認できる取締役及び従業員それぞれ一人はいずれも給料明細等を所持していない旨回答しているため、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、事業主は、当該期間の記録の欠落について、理由は不明である旨回答している。

さらに、申立人に係るA社における健康保険の記録では、申立人の健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）の回収年月日が平成元年4月10日、交付年月日が同年6月21日と記録され、健康保険証を返却しており、上記取締役及び従業員も健康保険証を返却していることが確認でき、そのうち取締役は、当該期間、国民年金に加入し保険料が納付済みになっていることが確認できる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の離職日は平成元年3月31日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、A社及びB社の事業主、同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人はA社からB社に異動し、継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係るオンライン記録によると、同社は平成2年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係の書類を確認できず、当時の事業主は保険料控除を証明する資料は無い旨供述している上、申立人も当時の給料明細等を所持しておらず、申立人同様に被保険者期間の欠落が確認できる取締役は給料明細等を所持していない旨回答しているため、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

さらに、事業主は、当該期間の記録の欠落について、A社からB社への異動に伴う手続の遅れが考えられる旨回答している。

加えて、申立人に係るA社における健康保険の記録では、申立人の健康保険証の回収年月日が平成2年2月1日、B社における交付年月日が同年4月19日と記録され、健康保険証を返却しており、上記取締役も健康保険証を返却していることが確認できる。

また、C市は、申立人に係る国民健康保険の加入記録について、平成2年1月26日に取得（処理日：平成2年2月2日）し、同年4月2日に喪失（処理日：平成2年4月23日）している旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和53年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月16日から同年12月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和53年11月16日から継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与支給明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の給与支給明細書及び複数の元同僚の供述から、申立人は、同社に昭和53年11月16日から申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の昭和53年11月分の給与支給明細書では、申立期間に係る1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日が厚生年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）と厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難

く、事業主が昭和53年12月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月及び同年 9 月
私は、昭和 54 年 1 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付し、同年 8 月から厚生年金保険に加入した。申立期間の保険料は還付金支払済みとされているが、還付を受けた記憶が無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の還付整理簿には、申立期間の保険料に係る還付処理について、申立人の国民年金手帳の記号番号、氏名、住所及び電話番号並びに保険料の還付金額、還付対象期間、還付事由、還付決定年月日、還付支払年月日が明確に記載され、還付金額は申立期間の保険料額と一致しており、還付対象期間及び還付事由については、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていることがオンライン記録で確認でき、これらの記載内容に不自然、不合理な点は無いか、また、昭和 59 年 6 月 11 日時点で作成された還付・充当・死亡一時金等リストにも申立期間の保険料が還付された旨の記載が認められることなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年9月まで
私は、昭和42年3月に会社を退職した後すぐに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を区役所で納付書により納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区で現年度保険料の納付書制度が実施されたのは昭和45年4月からであるため、申立期間の保険料を現年度保険料として納付することとなる43年4月末日以前は納付書により申立期間の保険料を納付することができず、43年5月1日以降は申立期間の保険料は過年度保険料となるが、区役所では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかった。

また、申立人は、昭和42年3月に会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の49年6月頃に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には最初の被保険者資格取得日が49年3月21日と記載され、申立期間に係る被保険者資格記録の記載が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記の手帳記号番号が記載された国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から8年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は私の兄の保険料を振り替えていた金融機関の口座から振替で納付してくれていた。兄の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は申立人及びその兄の国民年金保険料を一緒に口座振替していたと説明しているが、当委員会が当該金融機関の預金口座の取引記録を確認した結果、申立期間を含む平成4年8月5日から8年8月26日までの期間のうち、4年8月から5年4月までの各月に一人分の保険料がいずれも当月に口座振替されていることが確認できるものの、この振替額及び納付時期は当該口座から口座振替により保険料を納付していたと母親が説明する申立人の兄のオンライン記録と一致している。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続及び申立期間の保険料を口座振替で納付したとする時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から47年3月まで
私の父は、私が大学生当時に私の国民年金の任意加入手続を行い、私が就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行って来ていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在まで年金手帳を所持した記憶が無く、父親から年金手帳を受け取ったことはないと説明しており、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年11月から19年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月から19年4月まで
私は、平成18年7月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所及び納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間直前の平成18年8月から同年10月までの期間は国民年金の第3号被保険者期間とされており、第3号被保険者資格の同年8月1日の取得日は同年12月16日に、同年11月16日の喪失日及び19年5月16日の再取得日はいずれも申立期間後の同年10月10日に記録が訂正され、申立期間は第3号被保険者期間から未加入期間に記録訂正されていることがオンライン記録で確認できることから、申立期間は、この記録訂正までは第3号被保険者期間であり、記録訂正後は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 12 月まで
私は、昭和 30 年に夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金制度発足前の昭和 30 年に国民年金の加入手続を行ったと説明しているほか、申立期間の保険料の納付額について分からないと説明しているなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間のうち昭和 46 年 10 月から 49 年 12 月までの期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人及びその夫は、第 2 回特例納付の実施期間中である昭和 50 年 12 月 30 日に申立期間直前の 36 年 4 月から 46 年 3 月までの 120 か月分の保険料をそれぞれ特例納付していることが当時居住していた市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳で確認できることから、この納付時点で申立人及びその夫は当該月数の保険料を納付しなければ 60 歳に至るまでの保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して申立期間直前までの期間の保険料を特例納付したのと考えられるほか、申立期間直後の 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料を 52 年 4 月 30 日に過年度納付していることが上記の国民年金被保険者台帳で確認でき、この過年度納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月及び 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月
② 昭和 61 年 3 月

私は、平成 3 年に厚生年金保険適用事業所を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 4 年 1 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から46年3月まで

私は、昭和46年8月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫の分と併せて第1回特例納付により同区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「新聞か何かで特例納付制度のことを知り、昭和46年8月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫の分と併せて第1回特例納付により同区役所で納付した。」と述べている。

しかしながら、第1回特例納付は、昭和36年4月から45年6月までの期間の保険料を納付対象期間としており、申立期間のうち、同年7月から46年3月までの期間の保険料は、当該特例納付によっては納付することはできない。

また、申立人は、「納付した保険料額は夫の分と併せて約16万円だった。」と述べているが、申立人及びその夫の未納分の保険料の合計金額は第1回特例納付によって納付した場合の保険料額と大きく相違する。その上、区役所においては、特例納付による保険料を収納しておらず、保険料の納付場所に係る申立人の主張と当時の納付方法に整合性がみられない。

なお、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年8月頃に払い出されていることが確認でき、第2回特例納付によっても申立期間に係る保険料を納付することが可能である。しかし、申立人は、「第2回特例納付によって保険料を納付した記憶は無い。」と述べている上、同記録によれば、第2回特例納付の実施期間直前の48年7月から同年9月までの期間の保険料が未納となっていることが確認でき、当該期間の保険料は、第2回特例納付の実施期間のうちの49年1月から50年10月までの期間においては現年度納付又は過年度納付す

ることが可能であることから、当該期間の保険料を未納としたまま第2回特例納付により申立期間の保険料を納付することは不自然であり、申立人が第2回特例納付を利用したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年8月までの期間及び59年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年8月まで
② 昭和59年4月から同年11月まで

私の母は、昭和53年4月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を定期的に納付してくれていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和53年4月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を定期的に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和54年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。その上、申立人が申立期間①当時に居住していた区の年度別納付状況リストによれば、当該期間は保険料が未納の期間として記録されており、当該記録はオンライン記録と合致している。

また、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「国民年金の加入直後から定期的に納付しており、保険料は遡って納付した記憶は無い。」と述べており、前述の手帳記号番号の払出しの時期からみて、申立期間①のうち一部の期間の保険料は遡って納付する必要がある、その説明と相違している。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によれば、昭和62年1月に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該期間のうち、59年10月及び同年11月の期間の全部又は一部の期間は、当該納付書の作成の時点にお

いては、保険料が未納であったものと推認でき、当該期間の保険料は、遡って納付する必要があり、前述の申立人の母親の「保険料は定期的に納付した。」とする説明と相違する。なお、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳によれば、申立期間①の直後から申立期間②の直前までの期間における厚生年金保険から国民年金への切替手続は、2度にわたる未加入期間が確認できることから、適切に行われていない状況がみられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和46年7月から48年3月までの期間、52年7月から56年12月までの期間及び57年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から48年3月まで
② 昭和48年4月から52年6月まで
③ 昭和52年7月から56年12月まで
④ 昭和57年1月から同年6月まで

私は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付しているはずである。また、申立期間②に係る保険料については還付してもらった記憶は無く、前回の申立てにおいて当該期間に係る還付整理簿等の存在についての回答を受けたが、当該還付整理簿等は改ざんされていると思うので、当該期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。さらに、申立期間①及び③の期間が国民年金の適用除外とされ、申立期間④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 当該期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、当該期間当時、申立人は外国籍であり、昭和56年12月以前は、在日外国人は国民年金に加入することはできず、申立人の国民年金被保険者名簿においても、外国籍であることを理由として加入記録が取り消され、市役所で還付請求書が受け付けられたことが確認できる、ii) また、還付整理簿には、当該期間の保険料について、還付金額、還付決定日、支払日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないなど、保

険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、申立人に対して平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無く、また、申立人は、「申立期間②について、私が年金事務所に抗議した際に、私の被保険者名簿及び還付整理簿は改ざんされていると思う。」と新たに主張しているものの、申立人の被保険者名簿及び還付整理簿は、当該保険料の納付及び還付時点で作成されたものをオンライン化に伴いマイクロフィルム化したものであり、後から加筆又は改ざんされるとは考え難い。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

2 申立人は、今回の申立てにおいて、新たに申立期間①、③及び④を追加し、当該期間の保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間①及び③の期間が国民年金の適用除外とされ、申立期間④の保険料が未納とされていることに納得できないとして申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①及び③については、当該期間当時、申立人は外国籍であり、制度的には昭和 56 年 12 月以前の期間は、在日外国人は国民年金に加入することはできないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

申立期間④については、国民年金の強制加入要件として、日本国民である旨の国籍要件が昭和 57 年 1 月に撤廃されたことにより在日外国人が国民年金に強制加入とされ、また、申立人の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、57 年 4 月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、当該期間は、夫婦共に未納となっている。さらに、同記録によれば、当該期間直後の同年 7 月から 59 年 2 月までの期間は、申請免除の期間とされていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「私の当該期間に係る国民年金保険料領収証書は、私が年金事務所に抗議した際に抜き取られた。」と述べているものの、当該抜き取りが行われたとする根拠は不明である。

このほか、申立人が申立期間①、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月から13年2月まで

私は、会社を退職した平成12年10月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、会社を退職した平成12年10月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。」と主張している。しかし、オンライン記録によれば、申立期間は国民年金に加入していない期間として管理されている上、国民年金の未加入期間に対する適用を勧奨する勧奨関連情報として、申立人に対して、12年10月16日を「勧奨事象発生年月日」とする国民年金への加入勧奨が行われ、13年4月20日付けで「勧奨関連対象者一覧」が作成されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該対象者一覧が作成された時点においては、国民年金に加入していない期間であったことが確認でき、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間の保険料の納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から48年6月まで
② 昭和48年7月から50年11月まで

私の母は、私が20歳になった昭和46年頃に、A町役場（現在は、B市）で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。母は、私の申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。48年7月に結婚した後は、私が申立期間②の保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和46年頃に、A町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。また、申立期間①の国民年金保険料は私の母が、申立期間②の保険料は私が納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和50年12月に、C市において国民年金に任意加入したことにより払い出されていることが確認できる。また、申立人が所持している年金手帳、国民年金被保険者台帳並びに申立人の住所履歴のあるC市及びD町（現在は、E市）の国民年金被保険者名簿においても、当該手帳記号番号及び任意加入による資格取得日である50年12月23日の記録が確認できる上、いずれの記録もオンライン記録と一致している。さらに、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに、結婚した時に母から、別の手帳を受け取った。手帳の色は水色だと思う。」と述べているが、当該手帳の色は、申立期間①当時に発行されていた手帳の色とは相違している。その上、結婚前に申立人が住所を定めていたとしているA町の国民年金手帳記号番号払出簿においては、申立人の手帳記号番号の払出しは確認できず、前述の手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをう

かがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料を納付していたとする母親から、当時の事情を聴取することが困難であるため、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立期間②については、申立人は、「結婚後、C市に移った時に、突然、納付書が送られてきたので、申立期間②の保険料を納付した。」と述べているものの、申立期間②は、前述のとおり、国民年金に加入していない期間であり、C市に居住したときに、申立人に対し、申立期間②の保険料の納付書が送付されるとは考え難い。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成15年5月及び同年6月並びに同年10月から16年6月までの期間の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から11年3月まで
② 平成15年5月及び同年6月
③ 平成15年10月から16年6月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は申請免除されていたと思う。また、申立期間②及び③の保険料は納付していたと思う。申立期間①の保険料が免除とされておらず未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によれば、当該期間直前の平成6年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料は、申立人のほか、当時申立人と同居していた申立人の母親及び妹も同様に申請免除されており、当該申請免除に係る3回の免除申請年月日が全て同一日であることが確認できることから、申立人は、当該期間以前の同居の期間において、母親及び妹と一緒に保険料の免除申請を行っていたものと推認される。また、申立期間①においても、申立人は、母親及び妹と同居（ただし、申立人の妹は、平成9年10月の約1か月間は同居していない。）しており、母親及び妹も自身の保険料は申請免除とされていないことなどから、当該期間の保険料のみが申請免除とされていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、当該期間当時における同居人等の生活状況及び保険料の免除申請について、当方からの電話及び文書による照会に対して、申立人の協力が得られないことから、免除申請等の詳細を確認することができない。その上、申立期間①は、平成

9年1月以降の基礎年金番号制度が導入された後の時期であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、当該期間に係る納付記録が漏れたり誤ったりすることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、当該期間前後の平成14年2月から同年12月までの期間及び15年7月から同年9月までの期間における各月の保険料は、大部分が時効期限直前に納付されていることが確認でき、また、申立期間②は、申立期間②直後の同年7月の保険料を納付した時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の加入期間において、申立期間②及び③以外にも複数の未納期間が確認できるなど、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間②及び③は、保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどに伴い、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、当該期間に係る納付記録が漏れたり誤ったりすることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時における保険料の納付状況について、当方からの電話及び文書による照会に対して、申立人の協力が得られないことから、保険料の納付状況の詳細を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、また、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年6月まで

私の妻は、平成2年7月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を妻自身の保険料と一緒にまとめて納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求め行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、平成2年7月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を妻自身の保険料と一緒にまとめて納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、平成4年12月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、戸籍の附票によれば、申立期間及び当該手帳記号番号の払出しの時期において、A市に住所を定めていることが確認できることから、同一市において同一人に対して複数の手帳記号番号が払い出されることは考え難く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として管理されている。これらのことを踏まえると、申立期間は、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 3 年 3 月から 17 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月まで
② 平成 3 年 3 月から 17 年 2 月まで

私は、会社を退職した平成 3 年 3 月頃に、A 出張所（A 区の出張所と考えられる）で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私の父が、B 金融機関 C 支店等の窓口で現金により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 3 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、申立人が主張している同年同月より後の 11 年 4 月 27 日に付番されていることが確認できる。その上、申立人については、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格届を提出していない者に対して、職権により国民年金の被保険者として適用を行い、年金手帳を送付した場合に表示される「手帳送付者」の記録が確認できる。このほか、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①及び申立期間②のうちの 3 年 3 月から 9 年 2 月までの期間は、当該基礎年金番号が付番された時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、「国民年金の加入手続は、平成 3 年 3 月頃に A 出張所で行った。」と回答しているが、戸籍の附票によると、申立人は、同年 8 月に D 区から A 区へ転入したことが確認できることから、申立人が主張する同年 3 月に、同出張所において、国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、申立期間②のうちの平成9年3月から17年2月までの期間は、前述の基礎年金番号が付番された時点においては、保険料を納付することが可能な期間であるものの、当該期間は、9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、当該期間に係る記録漏れや記録誤りが発生することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、「私の申立期間の保険料は、私の父が納付した。」と主張しているが、申立人の父親から当時の事情を聴取することができないため、当該期間の保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年2月までの期間、62年5月から同年7月までの期間、平成6年3月及び7年4月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年12月から61年2月まで
② 昭和62年5月から同年7月まで
③ 平成6年3月
④ 平成7年4月から14年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、当該期間より後の平成6年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、当該期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間③について、当該期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、保険料を納付することが可能な期間であるものの、オンライン記録によると、当該手帳記号番号の払出しの直後の平成6年5月に、同年4月から7年3月までの期間の保険料の免除申請が行われ、保険料が免除されていることが確認できることから、申立人は当該期間及びその前後の期間当時において保険料を納付する意欲が高かったとは考え難い。

申立期間④について、当該期間直後の平成14年2月から16年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によると、14年2月の保険料に係る時効期限直前の16年3月に一括して納付されていることが確認できることから、当該期間の保険料は、

当該保険料の納付時点においては、時効により納付することができない。また、申立人は、申立書において、保険料の納付頻度等として「1年ごとに」、納付場所として「A社会保険事務所、郵便局」と記入しているが、当該行政機関及び金融機関がそれぞれ、連続した長期間において、保険料の収納事務を誤ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況等の詳細について、申立人に対して、文書による照会を行ったが、回答が得られないため、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 12 月まで
私の父は、私が 20 歳となった昭和 59 年*月頃に市役所で私の国民年金の加入
手続を行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付してくれていた。申立期
間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が 20 歳となった昭和 59 年*月頃に私の国民年金の加入
手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンラ
イン記録によると、申立期間直後の 61 年 1 月頃に払い出されていることが推認で
きる。また、申立人の手帳記号番号の前後において払い出されている被保険者につ
いては、オンライン記録によると、おおむね生年月日順に払い出されていることが
確認できる上、申立期間当時に申立人が居住していた A 市は、「60 年度及び 61 年
度頃に、20 歳の方を対象に国民年金の加入勧奨を行っていた。」としていること
から、申立人の手帳記号番号は職権により払い出されたものと考えるのが自然であ
る。なお、申立人は、「現在所持する年金手帳のほかにも手帳を所持していた記憶は
無い。」と述べていることなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出さ
れたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、国民年金保険
料を遡って納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「父は、申立期間
の保険料を後から遡って納付することはなかったはずだ。」と述べている上、申立
人の父親から当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入
手続及び申立期間の保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等) が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 46 年 8 月までの期間及び同年 11 月から 48 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 46 年 11 月から 48 年 12 月まで

私の父は、昭和 46 年頃に市報で 20 歳まで遡及して国民年金保険料を納付することができるという記事を見て、私に国民年金に加入するように言った。私は、姉に車で送ってもらい、同時期に市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、保険料を 20 歳の時まで遡って数万円納付した。その後はいつ頃までか^{おぼ}憶えていないが姉が私の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が主張する昭和 46 年頃より後の 51 年 2 月頃に申立人の姉と連番で払い出されていることが推認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。その上、オンライン記録によると、申立人の姉は、51 年 2 月 26 日に任意加入により国民年金に加入し、姉妹とも同月から付加保険料の納付が開始されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①及び②は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「昭和 46 年頃に市役所で保険料を 20 歳の時まで遡って数万円納付した。」と主張しており、申立人が納付したと主張する 46 年頃は、第 1 回特例納付の実施期間中であるが、申立人の手帳記号番号は、前述のとおり、51 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点は特例納付の実施期間外である。さらに、申立人は、市役所で納付したとする金額を数万

円と述べているが、特例納付による保険料は、制度上、市役所において収納することができない。これらのことから、申立人が申立期間①及び②の保険料を特例納付により納付したとは考え難い。なお、オンライン記録によると、申立人の手帳記号番号が払い出された51年2月の時点で、遡って納付することが可能であった49年1月から51年1月までの2年間の保険料が納付されていることが確認できることから、申立人が遡って納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であったとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月及び同年 4 月

私の妻は、私の勤務先が変わった昭和 61 年 4 月に、A区B出張所で、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を妻の分と共に納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、厚生年金保険の記号番号を基に基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月に付番されている。また、申立人は、当該基礎年金番号を記載した「基礎年金番号通知書」が添付された年金手帳のみを所持しているなど、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立人は、申立期間当時において、国民年金に加入していなかったことが推認でき、当該加入していない期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻は、「申立期間の 2 か月分の保険料は、夫の分と共に自分が納付した記憶がある。」と述べているが、オンライン記録によると、申立期間は、国民年金の被保険者期間とされていない。その上、申立人の妻に係る申立期間は、昭和 61 年 4 月は平成 8 年 2 月に第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間に訂正されており、昭和 61 年 3 月は平成 9 年 5 月に第 1 号被保険者期間として追加されていることが確認でき、当該期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立人は、「設立し入社したばかりの会社の人事担当より妻の分と共に国民年金の手続を勧められた。」と述べている。しかし、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同様に昭和 61 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加

入している者及びその配偶者については、オンライン記録によると、申立期間のうちの同年4月の国民年金保険料が納付済みと記録されている者は確認できない。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年10月までの期間、61年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年10月まで
② 昭和61年3月及び同年4月

私は、昭和42年3月に大学を卒業したが、就職しなかったため、私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、私が44年11月に結婚するまでの期間である申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、夫の勤務先が変わった昭和61年4月に、A区B出張所で、申立期間②の保険料を夫の分と共に納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和42年3月より後の61年10月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のみを所持しているなど、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、オンライン記録によると、当該期間は、平成9年5月に国民年金の被保険者期間として追加されていることが確認できる。これらのことから、当該期間は、同年同月の資格記録の追加の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の両親から当時の事情を聴取することができないため、当該期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が所持している年金手帳において、初めて被保険者となった日は、昭和 61 年 4 月 1 日と記載され、被保険者の種別は、第 3 号被保険者が選択されていることが確認できる。また、オンライン記録によると、当該期間のうち 61 年 4 月は、平成 8 年 2 月に第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間に訂正され、昭和 61 年 3 月は、平成 9 年 5 月に第 1 号被保険者期間として追加されていることが確認できる。これらのことから、当該期間は、当該期間当時において、第 1 号被保険者期間とされていなかったことが推認でき、当該第 1 号被保険者期間とされていない期間は、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「当該期間の 2 か月分の保険料は、夫の分と共に自分が納付した記憶がある。」と述べているが、オンライン記録によると、申立人の夫の当該期間は、当該期間当時において、申立人の夫が国民年金に加入していなかった期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで

私は、平成 7 年 6 月に区役所出張所で国民年金の相談をし、その際に作成された資料では申立期間の国民年金保険料は納付済みと記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 6 月に区役所出張所で国民年金の相談をし、その際に作成されたとする「国民年金納付記録(A)」を所持しており、その資料では申立期間の 3 か月間の国民年金保険料は納付済みと記載されていることをもって、申立期間の保険料を納付していたと主張している。

上記資料は、年度別・月別に国民年金保険料納付済期間、第 3 号被保険者期間等の該当期間をマーキングし、「年金受給最低必要年数」及び「不足年月数」等を記載する様式であり、昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの期間、45 年 4 月から同年 6 月までの期間、52 年 4 月から同年 12 月までの期間が保険料納付済期間としてマーキングされ、申立人が上記資料と同日に受け取ったとするオンライン記録では保険料の納付月は判明しないものの、年度別の納付月数は、昭和 42 年度が 3 か月、45 年度が 3 か月、52 年度が 9 か月と記録されており、その月数は上記資料と合致し、納付月が判別できるオンライン記録の納付月数とも合致している。

しかしながら、申立期間を含む昭和 49 年度の保険料については、上記資料では申立期間がマーキングされている一方、昭和 59 年 5 月に作成された年度別納付状況リスト及び納付月が判別できるオンライン記録では申立期間はいずれも未納とされ、当該年度の 50 年 1 月から同年 3 月までの期間が納付済みと記載されていること、申立人が上記資料と同時に受け取ったとするオンライン記録では納付済月数が 3 か月と記録されていること、上記資料では平成 7 年 6 月時点での保険料の納付済

月数は「54 か月」と記載されており、この月数は 49 年度の納付済月数を 3 か月として計算した月数であることなどから、上記資料は、実際の納付月を示した記録ではなく、年金相談時の説明資料として用意され、便宜上、各年度の納付月数分について前詰めでマーキングしていたものと考えられ、申立期間の保険料を納付したことを示す資料と認めることはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から12年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から12年1月まで

私は、平成9年6月に転居先の区で国民年金保険料の免除申請を行い、その後も毎年4月に免除申請を行っていた。免除には転入手続の遅れに起因する支障があったが、転入日も遡って訂正されており、収入面も免除の要件に該当するので、遡って申請免除を承認してほしい。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書等）が無く、申立人は平成9年6月の転入手続の際に区役所で転入届出の遅れから過料が科せられると言われたので、「過料を払わない。」と申し出たため、転入手続が滞っていたと説明しており、申立人の当該転入届出に関する住民基本台帳法違反過料事件の決定（平成12年6月1日 A簡易裁判所決定）では、申立人は「平成9年6月26日に旧住所から現住居に住所を移したにもかかわらず、法定の届出期間14日を超えて平成12年2月7日に至るまで転入の届出をしなかったことが明らかである。」と認定されていることから、申立人は9年6月26日から12年2月6日までの期間はどこにも住民登録がされていないため、制度上、申立期間の保険料の免除申請を行うことはできなかった。

また、申立期間当時は、保険料の免除期間の始期は申請日の属する月の前月からとされていたため、転入手続後の申立人の免除申請が行われた12年3月時点では、制度上、申立期間は保険料の免除期間とすることはできなかったなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、転居先の区への転入日は遡って訂正されたので、免除も遡って承認してほしいと主張しているが、申立期間は、制度上、免除期間とすることがで

きなかつた期間であり、年金記録確認第三者委員会は、このような年金記録以外の事項を調査審議することを目的とするものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から12年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から12年1月まで
私の夫は、平成9年5月に転居先の区で私の国民年金保険料の免除申請を行ってくれ、その後も毎年4月に免除申請を行ってくれていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書等）が無く、申立期間の保険料の免除申請を行ったとする申立人の夫は、平成9年5月の転入手続の際に申立人の保険料の免除申請を行い、その後も毎年4月に免除申請を行ったが、免除申請承認通知書は届かなかったと説明しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻前の昭和51年8月に払い出されており、当該手帳記号番号の氏名及び住所は、平成19年6月まで旧姓及び9年5月の転居前の居住地のままであったことがオンライン記録で確認でき、申立期間当時には申立人の免除申請は行われていなかった状況が認められる。

また、申立期間当時は、保険料の免除期間の始期は申請日の属する月の前月とされていたため、申立人に対し基礎年金番号が、厚生年金保険被保険者の資格取得に伴い平成11年3月に付番された時点では、申立期間のうち9年5月から11年1月までの期間は保険料の免除期間とすることはできなかったほか、申立人の免除申請は12年3月に行われていることがオンライン記録で確認でき、この申請時点でも申立期間は保険料の免除期間とすることはできなかったなど、申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年9月から平成元年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 から 平成 元 年 8 月 まで
私は、母親に勧められ、昭和 61 年 9 月 頃 に 国民 年 金 の 加 入 手 続 を 行 い、 国民 年 金 保 険 料 を 納 付 し て い た。 申 立 期 間 の 保 険 料 が 未 納 と さ れ て い る こ と に 納 得 で き な い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和 61 年 9 月 頃 に 国民 年 金 の 加 入 手 続 を 行 っ た と 説 明 し て い る が、 申 立 人 の 国民 年 金 手 帳 の 記 号 番 号 は 申 立 期 間 後 の 平成 3 年 9 月 頃 に 払 い 出 さ れ て お り、 同 年 同 月 30 日 に 申 立 期 間 直 後 の 元 年 9 月 から 2 年 1 月 までの 保 険 料 が 過 年 度 納 付 さ れ て い る こ と が オ ン ラ イ ン 記 録 で 確 認 で き、 この 納 付 時 点 で は 申 立 期 間 は 1 か 月 を 除 き 時 効 に よ り 保 険 料 を 納 付 す る こ と が で き な い。

また、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を兄の保険料と一緒に平成5年3月頃に1年分遡って納付してくれた。兄の申立期間の保険料が納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入手続き、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人及びその兄の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、申立期間直後の平成5年1月から同年3月までの期間のオンラインの納付記録は、申立人は「A現自」(過年度納付)、兄は「B印自」(付加保険料を含む現年度納付)と表示され、納付した時期が異なっている。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成7年1月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から58年3月まで
私は、昭和51年3月に大学院を卒業後、国民年金に加入し、勤務していた58年3月までの国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入場所及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は払い出されておらず、申立人の基礎年金番号は申立期間直後の昭和58年4月に組合員資格を取得した共済組合の加入者番号を基に平成9年1月に付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間及び59年4月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和59年4月から60年6月まで

私は、夫の海外赴任に同行し帰国した後に、国民年金の加入手続を行い、加入当初から付加保険料も含め国民年金保険料を納付していた。前後の期間の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が付加保険料を含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間①直前の昭和57年7月から同年9月までの納付済期間は、59年5月31日の還付・充当決議により重複納付された58年10月から同年12月までの期間の保険料が充当された期間であることが59年6月作成の還付・充当・死亡一時金等リストで確認でき、それまでは未納期間とされており、申立期間①まで含めて未納期間であったと考えられる。

また、申立人は3か月ごとに送付された納付書で、送付された都度保険料を納付していたと説明しているが、申立期間②直後の60年7月から61年3月までの期間の保険料は62年9月21日に過年度納付され、付加保険料は未納となっていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができなかつたなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 21 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 6 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 16 日まで

平成 22 年 6 月頃に、年金記録を調べたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人が申立期間③に勤務したA社（現在は、B社）は、「脱退手当金については、当社が作成した『人事標準事務手引書』に基づき、退職者を集めて制度の説明会を行い、受給を希望する者に対しては、社会保険事務所（当時）への請求書の提出代行を行っていた。」と回答しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 3 月 16 日の前後の各 1 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 18 名について、脱退手当金の支給記録を確認した結果、13 名に支給記録が確認でき、13 名共に厚生年金保険被保険者資格喪失日から 7 か月以内に支給決定がなされており、そのうちの連絡の取れた受給者 5 名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」との供述をしている上、申立人の資格喪失日から半月後に資格喪失した者の脱退手当金の支給決定日は、申立人の当該脱退手当金の支給決定日と同一日となっていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求を行ったものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金

の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から41年3月1日まで
A地方第三者委員会から、B社における被保険者期間に係る脱退手当金の支給記録のある者の同僚として脱退手当金に関する照会を受けて、第三者委員会への申立てを知った。申立期間について脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したB社を退職した後の昭和41年6月28日に申立期間に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である41年3月1日から約4か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 14 日から 46 年 2 月 26 日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを初めて知り、さらに、脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いし、脱退していない期間が有るのはおかしいと思うので、脱退手当金の記録について調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間③に勤務したA社を退職した後の昭和 46 年 5 月 14 日に申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 46 年 2 月 26 日から約 3 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間②と③の間にあるB社及びC社の被保険者期間については、当該脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、両社の被保険者期間は、それぞれ約 2 か月間に過ぎず、しかも、C社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 40 年後の平成 22 年 7 月 23 日になって、当該被保険者期間の記録が申立人の基礎年金番号に統合されていることなどを踏まえると、申立期間のみで支給されていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 51 年 6 月まで

A 社（現在は、B 社）に入社した当時の初任給は 3 万 400 円であったが、国の記録は 2 万 6,000 円となっており相違している。また、退職までの給与額と標準報酬月額に多分にずれが生じていると思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の初任給は 3 万 400 円、退職時の給与は 13 万円を超えていたと主張しているところ、B 社から提出のあった昭和 44 年の給与関係資料によると、短大卒（20 歳）の初任給は 3 万 140 円であった旨の記載があり、また、雇用保険の支給台帳全記録照会における賃金日額を月額に換算した金額は、オンライン記録における退職前の標準報酬月額の記録より高い金額であることが推認できる。

しかしながら、C 企業年金基金から提出のあった申立人に係る異動記録情報照会リストによると、申立期間の標準報酬は、全て厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同性・同年代の者で、申立人と同時期に被保険者資格を取得している者はほかに 27 名（このうち、申立人よりも後に被保険者資格を喪失している者は 3 名）確認できるが、これらの者の標準報酬月額の変遷を確認したところ、申立人と同じ様な変遷となっており、申立人の標準報酬月額のみが著しく低いという状況は見受けられない。

さらに、B 社は、申立期間に係る各種書類に関しては、保管期限を過ぎているため破棄しており、申立てに係る事実を確認することができない旨回答している。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 21 日から 51 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、B営業所長として勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に破産しており、事業主は連絡先が不明であり、申立人が記憶している部長は死亡していることから勤務期間や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間にA社において被保険者資格を取得した従業員 11 名のうち 7 名から回答が得られたものの、申立人の勤務期間や同社における厚生年金保険の取扱いについての供述は得られず、さらに、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に被保険者期間が数か月程度の従業員を多数確認することができるが、連絡先が不明等により当時の事情をうかがうことはできない。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人の昭和 49 年 7 月 21 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届は同年 8 月 7 日に社会保険事務所（当時）で受理されており、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 5 年 10 月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、同社における申立人の在籍を確認できず、申立期間の厚生年金保険料の控除については、不明と回答している。

一方、オンライン記録によると、A社においては、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員の大部分が月末又は月末の前日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同社の元社会保険事務担当者及び複数の元従業員は、同社では、退職月の厚生年金保険料を納付しないで済むよう、被保険者資格の喪失日を月末にするのが慣例となっていたと供述している。

また、A社の事業主は、同社の給与は月末締めで当月 25 日払いで、社会保険料は翌月控除であると回答しているところ、平成 16 年 3 月 31 日に同社で被保険者資格を喪失している元従業員から提出された同年 3 月の給与明細書によると、同年 2 月に係る 1 か月分の厚生年金保険料しか控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保有しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 30 日から 8 年 6 月 1 日まで
A 社に在職した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てに際し申立人が参考資料として提出した「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」に関しては、本件と同一事業所（A社）に勤務していた当時の従業員が、本件と同一申立期間（平成 7 年 11 月 30 日から 8 年 6 月 1 日まで）に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとの申立てに対して、年金記録確認 B 地方第三者委員会にて決定されたあっせん案の報告に基づいて平成 22 年 10 月 13 日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われたものである。

このあっせん案の報告については、社会保険事務所（当時）において、A社における上記従業員の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、平成 8 年 5 月 22 日に、遡って 7 年 11 月 30 日と記録されたところ、上記委員会では、申立期間における当該従業員の勤務実態を確認した上で、同社の商業登記簿謄本により確認できる解散となった日（平成 9 年 2 月 * 日）までの期間について同社は法人格を有する厚生年金保険の適用事業所であったと認められたことから、当該記録部分について事実と相違していると判断し、当該従業員の資格喪失日に係る記録を社会保険事務所が処理した日（平成 8 年 5 月 22 日）に訂正することが必要であると判断したものである。

ところで、本件申立人についても、オンライン記録から、上記従業員と同様に A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成 8 年 5 月 22 日に、遡って 7 年 11 月 30 日と記録されたことが確認できる上、当該処理日に、一旦記録された同社における 2 年 11 月 1 日の厚生年金保険に係る標準報酬月額資格取得時決定及び 3 年 10 月 1 日

から7年10月1日までの期間に係る定時決定がいずれも遡って取り消され、19等級から23等級の範囲にわたり減額されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、同社が平成2年4月11日に設立された後の同年9月8日から7年10月17日までのうちの大部分の期間において代表取締役として就任しており、申立期間及び上記処理日においては、同社の取締役であったことが確認できることから、上記従業員とは同社における地位や役割が異なっていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時におけるA社の経営は厳しく、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に2回ほど呼び出され、滞納保険料を相殺する案をいくつか提示され、書類に社印を押した記憶が有る旨供述している。

以上のことから、社会保険事務所が平成8年5月22日に行った申立人の厚生年金保険被保険者記録に係る上記の処理は、A社の厚生年金保険料を含む社会保険料滞納の解消を図ることを目的としたものであり、申立期間における同社の事業活動の実態等を踏まえると、当該社会保険事務所が行った処理は合理的であったとは言えないものの、同社における取締役としての申立人は、厚生年金保険に係る届出事務について権限を有し、当該事務の執行に自ら当たっていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている取締役として、一旦は滞納保険料解消のための社会保険事務所の当該処理に同意しながら、後に、自らの被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成7年11月30日から8年5月22日までの厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成8年5月22日から同年6月1日までの期間について、上記のとおり、A社は7年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該処理は8年5月22日に行われており、同日より後の社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない上、当該期間における厚生年金保険料の控除も確認できない。

また、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されており、本件申立人はこれに該当していることから、記録訂正を行う対象とされない者であり、仮に、当該期間に事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正には該当せず、当該期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から25年12月31日まで
最近、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入記録が見つかったが、関連事業所であったC社における加入記録まで空白があるのは納得できない。同社以外にもA社、その親会社であるD社（現在は、E社）又はその関連事業所に勤務していたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、同社における申立人の被保険者資格喪失日は、オンライン記録と同じく昭和21年7月30日であることが確認できる。

また、B社は、申立人の勤務実態等は不明である旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から申立期間の終期までに被保険者資格を取得した記録のある75人のうち、所在の判明した8人に照会したが、回答のあった4人全員が、申立人が同社で勤務していたことを記憶していなかった。

このほか、A社において、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 D社について、E社は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出状況等については不明である旨回答している。

また、D社及びその他申立期間当時厚生年金保険が適用されていた同社の関連事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は確認できなかった。

このほか、D社及びその関連事業所において、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 C社について、同社の商業登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、

同社は、昭和 15 年 6 月 28 日に成立しているが、厚生年金保険の適用事業所となったのは 24 年 5 月 1 日となっており、申立期間のうち 21 年 8 月 1 日から 24 年 4 月 30 日まで適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、かつ、解散しているため、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した記録のある 18 人のうち、所在の判明した二人に照会したが、回答は得られなかった。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社での被保険者資格取得日は昭和 26 年 1 月 5 日と記載されており、その記載に不自然さは見当たらない。

このほか、C社において、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から38年10月1日まで
A社B支社(現在は、C社)に入社後、昭和33年4月に同社D営業所設立と同時に同営業所への勤務を命ぜられ、38年10月1日まで同営業所で、木材の仕入れ及び販売の仕事をしてきた。自分の仕事内容及び身分の変更は無く継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社B支社の同僚二人は、「申立人が昭和33年4月に新設された同社D営業所に転勤を命ぜられ、上司と二人で営業していたことを知っている。」旨回答しており、同社B支社の従業員一人も上記同僚と同様の回答をしていることから、申立人は、勤務期間は特定できないが、同社D営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社D営業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、申立人は、「同営業所では二人から3人で勤務していた。」旨供述しており、上記同僚一人及び同営業所の後継会社の事業主も、「同営業所の社員数は3人程度であった。」旨供述していることから、同営業所は、当時の厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人が記憶していた同僚一人は、オンライン記録によると、申立人の記録とほぼ同じく、昭和34年2月1日にA社B支社において被保険者資格を喪失し、38年10月5日に、再度、同支社で資格を取得するまでの間は厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、申立期間と一緒に勤務していた上記上司の被保険者記録も申立人と同じく、申立期間に被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、A社B支社の承継会社であるC社は、「50年も前の資料等は一切残ってい

ない。」と回答しており、同支社の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社B支社が昭和 35 年 6 月 1 日から加入していたE県F健康保険組合は、「申立人の被保険者記録は、昭和 38 年 10 月 1 日から記録されており、申立期間の加入記録は無い。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年9月15日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には大学卒業直後から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員名簿及び退職慰労金計算書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時のA社の従業員に係る厚生年金保険の取扱いに関する資料を保存しておらず、当時の事情を知っている従業員もいない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の事業主は、連絡先が不明であり、複数の従業員が社会保険事務を担当していたとする従業員は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和29年9月15日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員は、申立人のほかに5名確認できるが、1名は既に死亡し、4名は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者番号払出簿によれば、A社における申立人の厚生年金保険被保険者番号は、昭和29年10月14日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 1 日から 56 年 11 月 1 日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の代表取締役との結婚と同時に役員になったと知らされた。同社では電話の受付等で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、申立人の元夫で申立期間当時の同社の事業主も、死亡していることから、同社及び事業主から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していたA社の経理担当者及び税理士は、所在不明によりいずれも照会することができず、申立人に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「結婚（昭和 49 年 10 月 * 日）と同時にA社の役員になったと知らされたので、役員待遇であった期間は社会保険に加入していたと思う。」旨供述しているが、同社に係る商業登記簿謄本では、申立人は昭和 54 年 4 月 4 日（同年 4 月 6 日登記）に同社の取締役就任していることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和 54 年 10 月から 57 年 3 月までの期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 2 名の従業員は、申立人を記憶しているものの、「事業所では申立人を見なかった。」旨供述しており、申立人の勤務状況を確認することができない上、申立人は、同社における自身の給与額を記憶しておらず、「給与は夫と一緒にしていた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から同年10月まで
A社、B社（現在は、C社）、D社（現在は、E社）、F社、G社又はH社のいずれかの事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時にI市に所在するJ工場に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にI市に所在した上記6事業所のいずれかに勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いと申し立てている。

しかし、上記6事業所のうち2事業所（C社及びE社）は、申立期間当時の資料を保管していないとしていることから、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記6事業所のうち3事業所（A社、F社及びG社）は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できるところ、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は35年10月*日に解散しており、事業主（代表者）の連絡先も不明であることから、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の同僚を記憶していないとしていることから、上記6事業所のうち、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていない上記1事業所を除く5事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のあ

る従業員で、連絡先が判明した3事業所（A社、B社及びF社）の5人に、申立人の勤務実態について照会したが、回答のあった上記3事業所の4人は、いずれも申立人を記憶していないとしていることから、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態についての供述を得ることができない。

加えて、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員で、連絡先の判明した一人に、申立人の勤務実態及び新規適用日以前の給与からの厚生年金保険料の控除について照会したが、申立人を記憶していないとして、新規適用日以前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B支社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人の同社B支社における雇用期間は、昭和 45 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 28 日までの期間であり、申立期間には申立人を雇用していないとしているところ、雇用保険の加入記録により、申立人の同社同支社における離職日は同年 4 月 28 日であることが確認できる。

また、申立人が同僚であったとする者は既に死亡していることから、A社B支社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に加入記録のある従業員 17 人に、申立人の退職日及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった 11 人全員が不明であるとしている。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員は、申立人と同時期に退職し、一緒に挨拶回りしたことを覚えているとしているところ、当該従業員の雇用保険の離職日は、申立人と同日であることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年1月24日から同年3月30日まで

A社を船舶所有者とするB船舶に乗務していた申立期間の船員保険の加入記録が無い。同船は、申立期間当時、C航路に就航しており、申立期間も乗務し、給与から船員保険料を控除されていたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社を船舶所有者とするB船舶に乗務し、船員保険に加入していたとしているところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳により、申立人は、同船において、昭和16年1月24日に船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社発行の申立人に係る乗船履歴証明書によれば、申立人は、昭和16年1月23日にB船舶を下船し、同年4月1日に同社を船舶所有者とするD船舶に乗務した記録とされていることから、申立人は申立期間に、B船舶に乗務していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、B船舶の船長であった者は、同人に係る船員保険被保険者台帳により、同船において、申立期間の一部について船員保険の加入記録が確認できるところ、同人は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

加えて、A社が保有する申立人に係る船員保険台帳により、申立人は、同社を船舶所有者とするB船舶において昭和16年1月24日に船員保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間を含む昭和16年1月から同年3月までの船員保険料が控除されていない

ことが確認できる。

なお、A社では、申立人の被保険者資格喪失届について、現在同社が保管する、申立人に係る乗船履歴証明書及び船員保険台帳のとおり届出したとしている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成5年1月1日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、平成5年10月1日から14年8月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から14年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 平成5年1月1日から同年10月1日までの期間について、年金事務所のオンライン記録によると、申立人の同年1月から同年5月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、同年6月1日付けで同年1月に遡って減額訂正された結果、同年1月から同年9月までの標準報酬月額は30万円と記録されていることが確認できる上、A社の事業主も同日付けで標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、A社における社会保険料の滞納について、明言していないものの、同社の経営が順調ではなかった旨供述しているところ、同社に係る社会保険料滞納処分票の記録では、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納し、その支払に苦慮していたことが確認できる上、社会保険事務所（当時）の担当職員は、当該滞納保険料の納付について、申立人を経理責任者として交渉を行っていたことが記載されている。

また、A社は、当時の資料を保存していないため、申立人の報酬月額、保険料控除額及び標準報酬月額に係る届出状況は不明と回答しており、事業主も当該標準報酬月額の引下げについては明確に記憶していない旨供述している。

以上のことから、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、A社における社会保険事務に職務上関与し、また、自身等の標準報酬月額の減額にも関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理責任者として自らの標準報酬月額の減額に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、上記訂正処理を行った日以降の最初の標準報酬月額の定時決定（平成5年10月1日）において30万円と記載されているところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成14年6月の標準報酬月額の随時改定について、オンライン記録によると、申立人の同年6月及び同年7月の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、同年8月9日付けで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社から社会保険に係る届出業務を受託していた社会保険労務士は、同社から提供された賃金台帳に基づき報酬月額変更届等の届出書を作成し、社会保険事務所に提出していたと供述している上、当該処理日において遡って処理されている者は、申立人のみであることから、当該期間に係る標準報酬月額の引下げは不自然な処理とは判断できない。

2 平成5年10月1日から14年8月31日までの期間について、A社は当時の資料を保存していないため、申立人の主張する保険料控除については不明であると回答している。

また、A社の従業員からも申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

このほか、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22648 (事案 16122 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年11月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正を行うことはできないと通知があったが、同社に勤務していたことは間違いなく、第三者委員会の判断に納得できない。

今回新たに当時の従業員二人の特徴を思い出したので、再調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由は、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主、工場長及び経理担当者と連絡を取ることができないこと、また、同社で厚生年金保険の被保険者期間を有する従業員のうち、申立人のことを記憶していると回答した者はいなかったこと等の理由から、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないというものであった。

これに対し、申立人は上記通知に納得できず、今回新たな情報として、A社の当時の従業員二人の特徴を思い出した旨主張し、再調査を求めている。

今回の調査において、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者であった従業員27人に照会したところ、そのうち一人が、申立人の主張する自身の担当業務及び身体的特徴におおむね一致する人物を記憶していること、また、複数の従業員が、申立人の主張する従業員二人の特徴を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記従業員27人のうち、申立人のA社における雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについて記憶している者はいなかった。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い上、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 7 月 14 日から 60 年 3 月 31 日まで

A社における申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、B社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。昭和 59 年分及び 60 年分の給与所得の源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 59 年 2 月 16 日、離職日は同年 3 月 31 日となっており、申立人は申立期間①に同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった、当該期間後に勤務したB社が発行した昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の内訳のうち、「給与等からの控除分」欄には「175,992 円」と記載されており、以下の i) ii) iii) のとおり、雇用保険料、厚生年金保険料及び健康保険料を試算したところ、これらの合計額は 17 万 6,201 円となり、上記「給与等からの控除分」欄の 17 万 5,992 円とほぼ一致する。

- i) 申立人の昭和 59 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間における「支給金額」から算出した雇用保険料。
- ii) 申立人がA社に勤務する前にC社に勤務していた期間のうち、昭和 59 年 1 月 1 日から同年 2 月 15 日までの期間に係る 22 万円の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料。

iii) 申立人がB社に勤務していた期間のうち、昭和59年7月14日から同年12月31日までの期間に係る24万円の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料。

以上のことから、上記源泉徴収票に記載された昭和59年分の社会保険料控除額には、A社に勤務した期間の厚生年金保険料は含まれていないことが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間①における同社の代表取締役は二人確認できるところ、このうちの一人は既に死亡している上、他の一人は、「私は、実質的にA社の事業主であったもう一人の代表取締役に誘われて入社したが、同社は約1か月でなくなってしまったので、資料は何も残っていない。」旨供述していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②のうち、昭和59年7月14日から同年12月31日までの期間について、上記1の申立人の当該期間における厚生年金保険料及び健康保険料については、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額24万円に基づき試算している。

したがって、当該期間における申立人の標準報酬月額は、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている24万円であると推認できる。

また、B社の事業主は、「当時の資料は会社が倒産したときに債権者に全て差し押さえられたので、残っていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除額、報酬月額等について確認することができない。

なお、B社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日に被保険者となっていることが確認できる従業員9人のうち、所在が判明した7人に照会したところ、回答があった3人は、いずれも当時の給与明細書等を保有しておらず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除額、報酬月額等について確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22673 (事案 1748 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで

A社B作業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い
ため、年金記録確認C地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正を認
めることはできない旨の通知を受けた。

しかし、見習期間はあったとしても、入社から1年以上も厚生年金保険の加入記録
が無いのは理不尽であり、我々はあの暗黒の地底で汗水を流し危険を冒して社会に貢
献してきたのに残念だ。申立内容を立証するものは所持していないが、何とか国が記
録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の供述から、申立期間当時、申立人が
A社B作業所に勤務していたことは推認できるものの、上記同僚は、同社では入社後
に見習期間を設け、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述していること
及び同社に係る事業所別被保険者名簿では、これらの同僚が入社したとする日から厚生
年金保険の資格取得日までの期間が6か月ないし1年程度となっていることが確認でき
ることから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社から相当期間経
過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことが認められるとして、既に当
委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする
通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、今回、D工業高校卒業後
の昭和 32 年 4 月にA社に入社したとする証として、同校の申立人に係る「高等学校生
徒指導要録」を新たな資料として提出して再申立てを行っているが、当該資料から、申
立人が同校を 32 年 3 月卒業した後に同社に就職したことはうかがえるものの、申立期
間における同社での勤務については前回の審議で推認しており、上記資料は、今回の申
立てに係る新たな事実を示す資料や情報とまでは言えない。

また、A社B作業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人と同じ昭和33年6月1日に資格を取得した者が37人確認できるところ、新たに連絡先が判明した3人のうち、回答のあった一人は、30年11月に入社した旨供述しており、厚生年金保険の被保険者資格取得までの経過期間が2年以上あることから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社日と厚生年金保険の加入日が必ずしも一致しているとは限らない状況がうかがえる。

このほかに、新たな資料や情報は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22674 (事案 17505 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年12月1日まで

A社(現在は、B社)の小売部門であるCに勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、私がD社に採用された臨時社員であったことなどを理由に記録を訂正できないと通知を受けた。しかし、D社に採用された臨時社員とのB社の回答は誤りである。当時の新聞求人面の写しを提出するので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録及び同僚等の供述から申立人が申立期間にD社に勤務していたことは認められるものの、B社は、「D社がA社から独立する前に、準備要員として臨時社員を大量に募集したが、申立人もその一人で、臨時社員は、D社に採用されたのであって、A社に採用されたという認識は無かった。」と回答していること及びB社の役員が、申立期間当時の社会保険に関する届出書は全て保管しているが、申立人に係る記録は無い旨の供述から、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、D社に採用された臨時社員の一人であったとするB社の回答は誤りであり、新たな資料として、自分が応募した昭和38年9月*日付けの新聞の求人紙面の写しを提出するので再度調査をしてほしいとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された求人紙面を見ると、スーパーマーケットCによる社員募集広告であることが確認できる一方、同広告において、A社又はD社の名称は見当たらない。

そこで、当時、A社においてスーパーマーケットCを管掌していた役員の一に、当時のA社とCとの関係を照会したところ、D社は商業登記簿上では設立年月日が昭和22年3月*日となっているが、実体は休眠状態であり、42年9月にA社から同社の小

売部門であったCを分離独立してD社を設立したこと及び独立前にスーパーマーケットCとして募集、採用した社員はA社の社員と考えられる旨回答していることから、申立人についても同様の取扱いであったと考えられる。

しかしながら、上記の役員は、社会保険の加入についてはCが独自に決定し、届出書もCが作成し、A社（本社）が届出を行っていた旨供述しているところ、申立人に係る厚生年金保険の届出の記録はB社に無いことが既に確認されている。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料により、申立人の身分はA社の正社員であったことは認められるものの、厚生年金保険の加入については、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 27 日から 21 年 6 月 1 日まで

A社を、傷病による休職期間の満了により、平成 16 年 8 月 26 日に退職したが、その後、休職の原因となった傷病が、18 年 9 月 19 日に労働基準監督署から労災と認定されたことから、同社は、21 年 6 月に「平成 16 年 8 月 26 日付け退職」を取り消し、現在は、業務上の災害による休業として取り扱われている。この退職取消しに伴い、平成 21 年 6 月以降は厚生年金保険に加入しているが、16 年 8 月から 21 年 5 月までの期間について、給料及び賞与（休業減額あり）を 16 年 8 月に遡り支給し、雇用保険の資格喪失の取消しを行い、入社から現在まで継続勤務しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された証明書、「人事略歴」及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間を含んで同社に勤務していることが確認でき、申立期間当時の事情について、同社は、「申立人は、当時、傷病による休職期間の満了により、平成 16 年 8 月 26 日付けでA社を退職となり、その後、休職の原因となった傷病が労働基準監督署から労災と認定されたことにより、21 年 6 月に申立人の退職及び雇用保険の資格喪失を遡って取り消した。」と回答・供述している。

また、A社は、申立人の申立期間の厚生年金保険の取扱いについて、「厚生年金保険の被保険者資格を平成 16 年 8 月 27 日に喪失していたが、21 年 6 月 1 日に被保険者資格を再取得している。申立期間は、厚生年金保険に加入していなかったため、保険料控除はしていない。」と回答している。

さらに、A社は、申立期間の給料について、「平成 16 年 8 月から 21 年 5 月までの間の給料は、休業のため支給額は無く、給料明細書等はない。」と回答している。

なお、労働基準監督署の回答によると、平成 23 年 10 月 28 日現在、申立人は、14 年

8月27日から23年9月30日まで、申立期間を含んで労働者災害補償保険法による休業補償給付を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月から24年4月1日まで
② 昭和25年から27年まで

A基地に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い(A基地には、昭和21年11月から勤務した。)。また、B隊で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚はC渉外労務管理事務所で被保険者となっている。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和21年11月からA基地で勤務していたと主張しているところ、申立人が名前を記憶している同僚二人の供述から、始期は確認できないものの、申立人が24年4月1日より前から、同基地で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、進駐軍労務者については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用される者として、強制被保険者として適用することとされており、A基地を管轄するA渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A渉外労務管理事務所の記録管理業務を引き継いだD防衛事務所の回答書によると、申立人のA渉外労務管理事務所に係る被保険者期間は、昭和24年4月1日から同年11月2日までの期間となっており、同事務所に係る上記被保険者名簿の記録と申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録は一致している。

さらに、D防衛事務所は、駐留軍労働者の厚生年金保険への加入は昭和24年4月1日以降であるとしている。

加えて、上述の同僚二人も、「自身は昭和 24 年 4 月 1 日以前から勤務していた。」と供述しているが、上記被保険者名簿によれば、いずれも被保険者資格取得日は、昭和 24 年 4 月 1 日となっている。また、二人は、当該日から厚生年金保険に加入する説明を受けており、それ以前は厚生年金保険には加入していない旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、昭和 25 年から 27 年まで、B 隊に勤務していたと主張しているところ、申立人が名前を記憶している同僚 3 人は、いずれも C 渉外労務管理事務所において厚生年金保険の被保険者となっている。同事務所の記録管理業務を引き継いだ D 防衛事務所は、「駐留軍従業員カード」により、申立人は、昭和 27 年 8 月 27 日に C 渉外労務管理事務所へ採用され、同年 12 月 15 日に退職したと回答しており、申立人が、申立期間②のうち、当該期間において C 渉外労務管理事務所へ勤務していたことは認められる。

しかしながら、D 防衛事務所は、「駐留軍従業員カード」以外の資料を保有していないことから、申立人の雇用契約内容、厚生年金保険の適用の有無は不明としている。また、同カードの厚生年金保険の記号番号欄は、斜線が引かれ、番号の記載が無い旨を回答している。

また、申立人の記憶している同僚一人は、昭和 27 年に前職を辞め、すぐに B 隊で働き始めた旨を供述しているが、C 渉外労務管理事務所における被保険者資格取得日は 28 年 7 月 27 日となっている。

さらに、C 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記の同僚が被保険者資格を取得した日前後に、資格を取得した従業員に、同事務所での自身及び申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用の有無、保険料の控除について確認したところ、うち 12 人から回答があった。上記同僚以外に、申立人を記憶していた従業員はいなかったが、うち一人が、厚生年金保険の加入について、雇用形態の違いにより、必ずしも全員が加入していたわけではなかったことを回答している。他の従業員も、契約ごとに試用期間があったこと及び厚生年金保険に加入したのは、本採用になってからであり、それ以前は、厚生年金保険料を控除されていなかった旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月25日から46年4月1日まで
A社における勤務期間のうち、昭和45年9月25日から46年4月1日までの期間の被保険者記録が無い。厚生年金保険料を給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の元従業員は、「私は昭和46年1月頃退職したが、その時点では、申立人が営業職としてA社に勤務していた。」旨回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、A社は昭和45年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。なお、同名簿によれば、同社は、申立人を含む被保険者10人全員の45年9月25日付けの資格喪失を社会保険事務所（当時）へ昭和46年1月12日に届け出ていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主に照会したところ、当該事業主は、「申立人の勤務期間及び保険料の控除については記憶しておらず不明である。また、一切の資料が手元に無く、記憶をたどってもたどりきれず分からない。」旨回答・供述している上、商業登記簿におけるA社の取締役二人は、所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、事業所別被保険者名簿から、所在の判明した同僚及び従業員計3人に照会したところ、同僚は「保険料の控除については不明である。給与明細書は保有していない。」旨回答し、従業員の一人は「昭和45年9月以降、給与から厚生年金保険料を控除されていたか分からない。給与明細書は保有していない。」旨供述し、他の一人は「申立人を覚えていない。昭和45年9月以降、給与から厚生年金保険料を控除されて

いたか分からない。給与明細書も保有していない。」旨回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書を保有していないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 4 月まで

A 社（現在は、社名及び業種を変更し、B 社）に正社員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社の複数の元従業員による「期間は特定できないが、申立人は同社C営業所（厚生年金保険は同社本社で加入）に勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月 25 日以降において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の事業主は死亡しており、同社の複数の元従業員が、当時、厚生年金保険の事務担当であったとする元従業員から情報が得られない上、B社の現在の取締役は、「弊社は前業務を廃業し、経営陣も一新したため、A社に係る当時の記録は残っておらず、また、当時の状況を知っている者もない。したがって、申立人の同社に係る在籍は確認できず、同社が申立てどおりの届出を行ったか、申立期間に係る保険料を納付していたか等は不明である。」旨供述していることから、A社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、元従業員は、「私は、同社C営業所において、正社員として1年半から2年勤務した後、昭和 52 年 9 月に同社を退職したが、在職中は、厚生年金保険に加入させてもらえなかったので、退職時にD社会保険事務所（当時）に出向き、その旨苦情を申し出たところ、数日後に同社から連絡があり、在職期間について、遡及して厚生年金保険に加入させたので、保険料の個人負担分を同社に送金するよう要請された。同社が、私の退職後に、遡

及して厚生年金保険の加入手続を行ったのは、私の苦情に基づき、当該社会保険事務所が同社に加入指導を行ったためであると理解している。同社在職中は、保険料は控除されていなかった。」旨供述しているところ、同社の事業所別被保険者名簿において、当該元従業員の被保険者資格の得喪に係る届出の受付年月日は、共に、52年9月7日と記載されており、供述内容と符合していることが認められる。

また、別の元従業員は、「私は正社員としてA社で勤務したが、私が入社した翌年の昭和53年頃、同社労働組合の調査で、私を含め何人かの従業員が、厚生年金保険に未加入であることが判明し、当該従業員については、労組要求により、入社日に遡って加入することになった。加入前は保険料は控除されておらず、遡及加入した期間に係る個人負担分の保険料は同社に分割払いで納入した。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

さらに、申立期間当時及びその前後の期間に、A社において厚生年金保険の資格取得がなされている複数の元従業員に係る厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日を調査したところ、雇用保険に加入しているが厚生年金保険に加入していない者や、雇用保険の資格取得後1か月から22か月後に厚生年金保険に加入している者が多数認められる。

加えて、当時、A社が加入していたE厚生年金基金は、「申立人の申立期間に係る当基金の加入記録は無い。」旨回答している上、同基金の現在の担当者は、「当時、当基金への届出用紙は複写式であった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 12 日から 19 年 10 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 17 年 1 月 12 日から継続して勤務し、申立期間の労働者年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社提出の職員カード及び申立人提出の A 社の辞令から、申立人が、昭和 17 年 1 月 12 日付けで同社に採用され、申立期間中、同社に勤務していたことは認められるが、同社は申立期間当時の関係資料を保有しておらず、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、労働者年金保険法の適用対象者は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたところ、B 社の厚生年金保険担当者は、申立人の職種は事務職に該当し労働者年金保険法の規定する筋肉労働者には当たらないと思われる旨回答している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳によると、最初の被保険者資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記録され、備考欄に「○改」の印が押されていることが確認できるが、この「○改」の表示は、厚生年金保険法が同年 6 月 1 日に施行され被保険者の適用範囲が拡大されたことにより、適用準備期間中に新たに被保険者となったことを表すものであり、申立期間のうち同日より前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えるのが相当である。

なお、厚生年金保険法の規定により、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年

9月30日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者となることができない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年1月1日から10年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成10年10月1日から14年6月5日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から14年6月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、事業主であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録において、申立人の平成7年10月から10年9月までの期間の標準報酬月額は、7年10月から9年12月までは59万円と記録されていたところ、10年1月13日付けで、9万2,000円に、7年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である14年6月5日の後の同年6月7日付けで59万円が9万2,000円に、それぞれ遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る社会保険料滞納処分票等の記録では、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納し、その支払に苦慮していたことが確認できる上、当該滞納保険料の納付について、申立人を経理責任者として交渉を行っていることが記載されている。

一方、申立人は、「当時は経営状態が苦しく、保険料の滞納状態が続いていたが、その処理のため、社会保険事務所（当時）の担当者の指導に応じて、その処理を社会保険事務所に一任した。」旨供述している上、A社の従業員及び同社の税務を担当していた

税理士は、「申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として全ての権限を有していた。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理について、その処理に関与していながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の平成7年1月から10年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成10年10月1日から14年6月5日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、上記遡及減額訂正処理を行った日（平成10年1月13日）以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は当該期間に係る保険料控除額を確認できる資料を保管していないとしている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められ、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。